

広島県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市佐伯区利松二丁目及び同区八幡東四丁目地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	利松二丁目一七（六九〇五一一）	急傾斜地の崩壊	利松二丁目一七（六九〇五一一）	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	利松二丁目一七（六九〇五一一）	急傾斜地の崩壊	利松二丁目一七（六九〇五一一）	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	大谷川（五九隣）	土石流	大谷川（五九隣）	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。